

## 福山市地域公共交通会議設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客運送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項に関する協議を行うため、福山市長が主宰する福山市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関する事項
- (2) その他公共交通に関して必要な事項

### (組織)

第3条 交通会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 交通会議の委員は、次の各号に掲げる者により構成するものとし、原則として、福山市生活バス交通利用促進計画推進委員会条例(平成19年条例第28号)の規定による福山市生活バス交通利用促進計画推進委員会(以下「生活バス委員会」という。)の委員をもって充てる。ただし、生活バス委員会の委員に次の各号に掲げる者がいない場合は、別に市長が指名する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民又は旅客
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (5) 国土交通省中国運輸局長又はその指名する者
- (6) 道路管理者又はその指名する者
- (7) 広島県警察
- (8) 市長又はその指名する者
- (9) その他市長が必要と認める者

3 前項ただし書の規定により指名された交通会議の委員の任期は、2年以内で市長が定める期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 交通会議に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は生活バス委員会の委員長を、副会長は生活バス委員会の副委員長をもって充てる。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 交通会議の会議は、原則として、生活バス委員会に併せて開くものとし、会長が議長となる。

- 2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (意見の聴取)

第6条 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(調整会議)

第7条 交通会議に、協議事項に係る調査、研究その他必要な調整を行うための調整会議を置くことができる。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、建設局都市部都市交通課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2013年(平成25年)6月20日から施行する。